

# 山梨県公報

第四百八十七号

令和六年

七月十一日

木曜日

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定(三件)……………二八五  
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託……………二八七  
○救急病院等の認定……………二八七  
○保安林の指定の予定(七件)……………二八七  
○家畜伝染病の発生……………二八九  
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………二八九  
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………二九二  
○落札者の決定について……………二九三  
○土地改良区役員の退任……………二九三  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二九三  
○開発行為に関する工事の完了について……………二九四
- 監査委員  
○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………二九四

## 告示

### 山梨県告示第七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 コミュニティ・ネットワーク株式会社 東京都文京区本郷三丁目十九番二号B Hビル
- 指定納付受託者を指定した日 令和六年六月二十八日
- 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付す

る山梨県富士山保全協力金に係るものに限る。)

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げるブランド

マークが付されたクレジットカード

1 Mastercard

2 VISA

3 JCB

4 ダイナースクラブ

5 AMEX

五 指定納付受託者に納付させる期間 令和六年六月二十九日から同年十月十一日まで

### 山梨県告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 日富士株式会社 山梨県富士吉田市松山千四百十四番地一

二 指定納付受託者を指定した日 令和六年六月二十八日

三 指定納付受託者に納付させる歳入 クレジットカード、電子マネー又はQRコード

決済を利用して納付する山梨県富士山吉田口県有登下山道使用料及び山梨県富士山保全協力金

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQRコード

決済の種類

1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

(一) Mastercard

(二) VISA

(三) JCB

(四) AMERICAN EXPRESS

(五) Diners Club

(六) DISCOVER

(七) 銀聯(UnionPay)

2 次に掲げる電子マネー

(一) Suica

(二) PASMIO

- 三 Kitaca
- 四 TOICA
- 五 manaca
- 六 ICOCA
- 七 SUGOCA
- 八 nimoca
- 九 はやかけん
- 十 Apple Pay
- 十一 ID
- 十二 QUIC Pay
- 3 次に掲げるQRコード決済
- (一) Alipay+
- (二) WeChat Pay
- (三) UnionPay (銀聯) QRコード
- (四) d払い
- (五) PayPay
- (六) au Pay
- (七) J-coin Pay
- (八) COIN+
- (九) 楽天ペイ
- (十) Smart Code
- 五 指定納付受託者に納付させる期間 令和六年七月一日から同年十一月三十日まで

### 山梨県告示第七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社リクルート 東京都千代田区丸の内一丁目九番二号 グラントウキョウサウスタワー
- 二 指定納付受託者を指定した日 令和六年六月二十八日
- 三 指定納付受託者に納付させる歳入 クレジットカード、電子マネー又はQRコード決済を利用して納付する山梨県富士山吉田口県有登下山道使用料及び山梨県富士山保全協力金

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQRコード決済の種類

1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

- (一) Mastercard
- (二) VISA
- (三) JCB
- (四) AMERICAN EXPRESS
- (五) Diners Club
- (六) DISCOVER
- (七) 銀聯 (UnionPay)

2 次に掲げる電子マネー

- (一) Suica
- (二) PASMO
- (三) Kitaca
- (四) TOICA
- (五) manaca
- (六) ICOCA
- (七) SUGOCA
- (八) nimoca
- (九) はやかけん
- (十) Apple Pay
- (十一) ID
- (十二) QUIC Pay

3 次に掲げるQRコード決済

- (一) Alipay+
- (二) WeChat Pay
- (三) UnionPay (銀聯) QRコード
- (四) d払い
- (五) PayPay
- (六) au Pay
- (七) J-coin Pay
- (八) COIN+
- (九) 楽天ペイ
- (十) Smart Code

五 指定納付受託者に納付させる期間 令和六年七月一日から同年十一月三十日まで

### 山梨県告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 コミュニティ・ネットワーク株式会社 会社 東京都文京区本郷三丁目十九番二号B Hビル

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 寄附金歳入（コンビニエンスストア収納を利用して納付する山梨県富士山保全協力金に係るものに限る。）

三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年六月二十八日

四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年六月二十九日から令和六年十月十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 コンビニエンスストア収納

### 山梨県告示第七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人社団協友会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番一

二 認定期限 令和九年七月三十一日

### 山梨県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 甲州市大和町初鹿野字東大志戸四八二七から四八二九まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東大志戸四八二九（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 笛吹市境川町藤笠字名所山七〇一八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字名所山七〇一八の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 甲州市勝沼町菱山字下大滝五五〇四の二三、五五〇四の二三
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下大滝五五〇四の二三（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 笛吹市芦川町鶯宿字柳沢二四七五の五一（次の図に示す部分に限る。）

#### 二 指定の目的 土砂の流出の防備

#### 三 指定実施要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柳沢二四七五の五一（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 笛吹市八代町岡字茱萸沢一七六五、一七七五、一七七六

#### 二 指定の目的 土砂の流出の防備

#### 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字葉稟沢一七六五・一七七五・一七七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 笛吹市芦川町中芦川字入沢一三八五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字入沢一三八五（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和六年七月一日

山梨県告示第百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県国土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
甲府市	西沢川の2	土石流	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	女沢の3	同	同	同	
同	西ノ沢の3	同	同	同	
同	王岳川	同	同	同	
同	上積翠寺町の6	急傾斜地の崩壊	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
和田町の3	山宮の5	山宮の4	山宮の3	山宮の2	古府中町	下積翠寺町の7	下積翠寺町の6	下積翠寺町の5	下積翠寺町の4	下積翠寺町の3	下積翠寺町の2	下積翠寺町	上積翠寺町の10	上積翠寺町の9	上積翠寺町の8	上積翠寺町の7
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中畑町	心経寺の5	心経寺の4	心経寺の3	上向山町	下向山町の3	下向山町の2	下向山町	横根町の3	横根町の2	横根町	酒折	酒折町の2	酒折町	善光寺町	岩窪町	小松町の2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	甲府市	市町村名
上積翠寺町の7	上積翠寺町の6	王岳川	西ノ沢の3	女沢の3		西沢川の2	土砂災害特別警戒区域の名称
同	急傾斜地の崩壊	同	同	同		土石流	自然現象の種類
同	同	同	同	同	次の図のとおりに(図面省略)		区域の表示及び衝撃に関する事項
同	同	同	同	同		新規	指定事項
							指定告示

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	同
古関町の2	古関町	入野の4	入野の3	入野の2	右左口町
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小松町の2	和田町の3	山宮の5	山宮の4	山宮の3	山宮の2	古府中町	下積翠寺町の7	下積翠寺町の6	下積翠寺町の5	下積翠寺町の4	下積翠寺町の3	下積翠寺町の2	下積翠寺町	上積翠寺町の10	上積翠寺町の9	上積翠寺町の8
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
入野の2	右左口町	中畑町	心経寺の5	心経寺の4	心経寺の3	上向山町	下向山町の3	下向山町の2	下向山町	横根町の2	横根町	酒折	酒折町の2	酒折町	善光寺町	岩窪町
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

## 公 告

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ダイレックス蓬沢店 山梨県甲府市蓬沢一丁目五十四番一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)ダイレックス蓬沢店 山梨県甲府市蓬沢一丁目五十四番一 外	ダイレックス蓬沢店 山梨県甲府市蓬沢一丁目五十四番一 外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

同	同	同	同
入野の3	入野の4	古関町の2	古関町
同	同	同	同
同	同	同	同



変更前	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地	変更後	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地
-----	--	-----	---

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地	変更後	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地
-----	--	-----	---

- 3 変更の年月日 令和六年三月一日
- 三 届出年月日 令和六年六月二十四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十一月十一日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年七月十一日

山梨県産業技術センター

所 長 雨 宮 俊 彦

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 微細加工用ワイヤー放電加工機

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業政策部産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番

三 落札者を決定した日 令和六年六月十三日

四 落札者

(一) 名称 甲信商事株式会社甲府支店

(二) 住所 山梨県中央市山之神字流通団地千二百二十二番五百六十

五 落札金額 三千二百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和六年五月二日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、両村堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和六年七月十一日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	新井忠一	北杜市明野町上手二千四百十七番地	令和六年六月十二日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字呉井塚三千七百十五番十、三千七百十六番一、三千七百十六番三から十四、三千七百十九番三、三千七百二十一番一の一部、三千七百二十一番三、三千七百二十三番一の一部及び三

千七百二十三番二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 広場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士河口湖町河口二千八百一番地の五  
有限会社オールドホームズ 代表取締役 古屋 茂

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和六年七月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市新屋字西小倉山九百五十六番一並びに字下カジヤ作千五百三十一番一の一部、千五百四十八番の一部、千五百四十九番四並びに字中カジヤ作千五百五十八番九及び千五百五十八番十一並びに上吉田字雁の穴五千六百五番二十四の区域  
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市新屋千五百五十八番地の三  
株式会社フジコン 代表取締役 高木 謙二

### 監査委員

#### 山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人關野孝の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和六年七月十一日

山梨県監査委員 小林 厚  
同 中込 正純  
同 渡辺 淳也

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
川口 明浩	千葉県市川市国府台	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日
田中 佑幸	山梨県南アルプス市飯野	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日
石川 寿彦	静岡県三島市本町	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日
海野 純矢	山梨県中巨摩郡昭和町河西	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日
近藤 徹	山梨県甲府市古府中町	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日
關野 文士	山梨県甲府市住吉	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日
城塚 紘行	東京都品川区東五反田	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日
山本 薫	山梨県南巨摩郡富士川町長澤	令和六年七月十六日～ 令和七年三月三十一日

同 宮本 秀憲